

# 中世伊勢神宮における祓本の伝授

鈴木 英之

## 一、はじめに

神仏習合が爛熟期に達していた中世では、僧侶の側からも神々の研究が様々になされた。神祇信仰における最も基本的な儀礼である祓も当然研究がなされ、仏教教理を用いて理解しようとする動きがあらわれた。嚆矢となるのが、平安末期から鎌倉初期の成立と推測される両部神道書の『中臣祓訓解』『中臣祓記解』（以下『訓解』『記解』）である。『訓解』『記解』は代表的な祓詞である中臣祓を「此則滅罪生善、頓証菩提隱術也。」と、悟りを得るための隱術と考え、それを用いることで諸々の罪咎を祓い清め、「阿字本不性之妙理」に帰し「自性精明之実智」を顕すことができるとした。つまり、心身の穢れを取り除き清浄な状態とする祓の力が、煩惱を滅して悟りへと赴くことと同義に考えられるようになったのである。

こうした『訓解』『記解』の説を受け、さらに仏典にある真言や偈文、陰陽道の呪文などを取り込みながら、鎌倉末期頃から主に伊勢神宮の祀官により様々な祓が作成された。これが伊勢流祓である。<sup>(1)</sup>例えば、伊勢流祓のひとつである「中臣祓天神祝詞」では、祓が「破伽梵言」であり、「一切法自性清淨故、式<sub>二</sub>本来清淨大神呪<sub>一</sub>、乃到<sub>三</sub>菩提道場<sub>一</sub>、頓証無上正覚<sub>二</sub>」とされるなど『訓解』『記解』を強く意識したと思われる解釈がなされている。

これに伴い祓の呪文も変容していく。次に掲げたのは、伊勢神道形成に重要な役割を果たした度会行忠の手により作成された七種祓の内、最頂とされる神呪である。

天都宮祝言神呪 常折拂用之  
最頂大神呪也

白衆等各念 此時清淨偈 諸法如影像 清淨無仮穢 衆説不可得 皆從因業生

迷故三界城 悟故十方空 本来無東西 何處有南北

唵摩臈羅 訖覽帝 祖婆訶 而布瑠々々 由良々々 止布瑠々々 再拝々々

比具禮 々々々 具禮比 具禮比 頓首再拝々々<sup>(2)</sup>

見ての通り、孔雀明王の真言や清淨偈など仏典によるもの、十種神宝呪など神典に基づくものが組み合わされ、ひとつの祓詞を形成している。祓が悟りを得るための手段とされる以上、真言や偈文と同義に解釈されるようになるのも自然な流れといえる。

表面的にせよ、伊勢神宮は伝統的に仏教忌避を標榜していたため、神仏間には少なからず緊張が存在して

いた。しかし伊勢の祓を見る限りそのような関係は全く見られず、仏教用語を殆ど使用せずに述作される伊勢神道書（いわゆる神道五部書）とは明らかに様相が異なる。それを反映するかのよう<sup>に</sup>、祓本には伊勢神道書の引用はごく僅かしか見ることができず、両部神道書や仏典からの引用・抄出が多数を占めている。伊勢流祓には、度会行忠・常良といった伊勢神道説形成に大きな役割を果たした二人に関する祓が非常に多く含まれていることを考えると、これは意外な感を受ける。特に行忠は、伊勢神道において重要典籍とされる神道五部書の成立にも深く関与していた人物で、なぜこれらを祓に用いなかったのか疑問が残る。

理由としては、行忠や常良にとっても五部書は規格外のもので、神宮では両部神道書や仏典を用いるほうが日常的であった可能性<sup>や</sup>、五部書は基本的に縁起書であり、理論書としての性格に乏しいため儀礼に用いることが困難だったことなどが考えられるが、もう一つの大きな理由として、担い手の問題、祓の伝授の問題があると思われる。祓本には度会氏のみならず、荒木田・大中臣と様々な氏族の名を見ることができ<sup>る</sup>。この担い手の多様性故に、一部に限定される五部書を用いることができなかつたと推測されるのである。

これを論証するには、中世の伊勢において、どのように祓本が伝授され、どのような担い手が存在したのか、包括的に検討する必要があるだろう。そこで小稿では、奥書から伝授の流れを大まかにつかみ、次に、個々の祓に付される情報などから細かく考察していくこととしたい。多岐に渡る伝授の流れを整理・確認することで伊勢流祓の特色・意義をより鮮明に意識することができるようになると思われる。

## 二、祓本の伝授

個々の祓本の伝授については『大祓詞註釈大成(上)』、『神宮儀式 中臣祓』、『中臣祓註釈』の諸解題に先行研究がある。<sup>(5)</sup> まずこれらに基づき、室町期における代表的な祓本である『氏経卿記録』を例として取り上げ、伊勢における祓の伝授の多岐に渡る展開を探っていききたい。

『氏経卿記録』は、諸種の祓詞や呪文、両部神道書よりの抄出文、行忠や常良の手になる祓などを多数収録したもので、文明六年(一四七四)に荒木田氏経が書写したことからその名が付されている。最終的に現存する形に落ち着くまでに様々な人々の手を経ていることが知られ、祓本の形成を見る上で興味深い情報を数多く含んでいる。奥書から見ていこう(傍線筆者、以下同じ)。

本者 奥段一向朱文字也 其外端毛少々加朱字也

此神秘者 以權祓宜荒木田神主俊尚本<sub>度会神主家尚筆跡也</sub>

嘉吉三年<sub>癸亥</sub>三月悉任本書写畢

以二祓宜氏顯御本一 自二祓宜氏興神主二相伝同前也

一祓宜荒木田神主氏興 二祓宜度会神主重久

祓宜度会康久神主等令相伝之一

文明六年<sub>甲午</sub>二月十六日

一祓宜從三位荒木田神主氏経(花押)。

そのまま解すれば、荒木田氏顕が荒木田俊尚(7)の所持本（Ⅱ家尚本）を書写し、その後氏興・重久らに伝授したように見える。だが、荒木田氏顕は南北朝期の内宮祀官で永徳元年（一三八一）に没しており、その氏顕が嘉吉三年（一四四三）に「家尚本」を書写することは当然不可能であるから、神道大系解題で述べられるように、実際には「家尚本」と「氏顕御本」という二つの祓本伝授の流れが併記されていると考えられる。<sup>(8)</sup>

まず、荒木田俊尚所持の「家尚本」について検討したい。来歴が『氏経卿記録』の裏書に見える。

裏書云、此祓秘本者、常昌卿御自筆。当時六殿貞晴在御館。奥七種祓本者、行忠自筆本。七殿顯彦御所持。行忠一祓宜之時、常昌卿、六祓宜也。常昌卿、行忠、弟子也。<sup>(9)</sup>

これによれば「家尚本」は、度会貞晴が所持する常良「祓秘本」と度会顯彦が所持する行忠「七種祓本」の両本の提供を受けて度会家尚が編纂したものであり、貞晴・顯彦が六祓宜・七祓宜在任中の永享四年（一四三二）から数年以内の成立と知られる。貞晴は、常良と同じ檜垣家の外宮祀官。顯彦（顯久）は松木家の外宮祀官で康久の父にあたる。家尚は常尚（常良の弟）の玄孫にあたる檜垣家の外宮権祓宜であり、「家尚本」が編纂された十五世紀前半頃までは、度会氏の間で広く祓本が伝授されていたことがわかる。なお、嘉吉三年（一四四三）の書写奥は荒木田俊尚所持本を当時四禰宜の荒木田氏興が書写した年月と考えられる。

次に「氏顕御本」について検討したい。奥書によれば、荒木田氏顕より氏興に、そして氏興から度会重久・康久へ、最後に氏経へ、という伝授の流れがあったように見える。だが氏興は宝徳三年（一四五二）に没しているため応仁・文明年間に重久・康久らに伝授することは不可能である。おそらくは氏経を介して重久・康久に伝授されたものと推測され、実際には「氏顕↓氏興↓氏経」という流れと、「氏経↓重久↓康久」と

いう二つの流れが存在したと考えられる。荒木田氏頭（一三二〇〜八一）は、南北朝時代に活躍した荒木田二門・藤波家出身の内宮祀官。氏興（？〜一四五二）は、氏頭の晩年の子にあたり、宝徳二年（一四五〇）一祓宜となった人物。氏経（一四〇二〜一四八七）は氏興の甥にあたり、寛正三年（一四六二）に内宮一祓宜となった人物である。これらにより、十四世紀後半には荒木田氏による祓本の伝授がはじまり、十五世紀の中頃にはその伝授の流れが確立されていたことがわかる。

『氏経卿記録』の奥書だけでも、祓本が広範囲に渡って書写・伝授されていたことが知られる。以下に整理してみよう。

祓本の担い手は時代の推移に伴い様々に変化していた。まず鎌倉末期から十四世紀中頃まで、祓本の述作後まもない頃は、度会氏、特に常良を輩出した檜垣家が祓研究の中心を担っていた。その後、十五世紀前半になると、外宮権祓宜の度会家尚を中心とした伝授が行われ、家尚は、度会貞晴・顕彦より行忠・常良の両祓本を手に入れ「家尚本」を編纂した。だが、これまで祓本の伝授で中心的な存在であった度会氏は、十五世紀中頃より活動が衰退していく。

祓本が最も書写・伝授されたと考えられるのは室町時代、特に荒木田氏が伝授の中核を担った十五世紀中から後半においてである。荒木田氏を中心とした伝授には大きく二種類の流れが存在した。ひとつは「氏頭↓氏興↓氏経」という荒木田氏二門の藤波家を中心とした伝授の流れと、もう一つは「氏経↓重久↓康久」という荒木田氏から度会氏（松木家）への伝授の流れである。この荒木田氏を中心とした伝授は『氏経卿記

録』だけではなく、『神明秘要』『御祓本』『伊勢祓詞集』など、現存する祓本の多くがほぼ同様の過程を辿っており、祓伝授の一大経路であった。また、『氏経卿記録』の祖本である度会「家尚本」を荒木田氏興に伝え、たのが荒木田俊尚の所持本であったこと、氏経より度会氏へと伝授がなされていたことから、伊勢流祓の伝授は荒木田・度会の氏族の別なく行われていたことがわかる。氏族の違いを超えて、様々な担い手達が祓本の伝授に関与していたのである。

### 三、祓の担い手達

祓本には、奥書以外にも祓の制作者や担い手の情報が残されている。そこには度会氏、荒木田氏、大中臣氏、そして僧侶など様々な人々の姿が見られ、神宮を中心として広く祓本が行き渡っていたことを示している。次に、先に得た祓本伝授の概観を基にして、個々の祓に付された情報から細かく中世における祓本の伝授の特色を見ていきたい。

#### ①度会氏

伊勢流祓の基礎を作り上げたのは、度会行忠、度会常良という伊勢神道説の形成に大きな役割を果たした二人であった。彼らは、鎌倉末期に「七種祓本」、「祓秘本」という祓の秘伝の集成をそれぞれ述作した。この二本に収録される祓は、現存する祓本の殆どに何らかの形で収録されるなど、非常に重要視され、伝授さ

れ続けていた。

こうした祓の伝授において、鎌倉末期より室町前半まで中心的な位置を占めたのは、彼ら二人を輩出した度会氏であり、特に重要な役割を担ったのが度会二門の檜垣家であった。<sup>(10)</sup>中でも檜垣家の祓の基となるのが、度会常良である。彼は最初期の中臣祓註釈書である『中臣祓記解』を最極秘本として自ら書写し、また、内宮・外宮に渡る数種類の「中臣祓」を所持し、「祓秘本」などの祓本を残すなど、活発な研究活動を行っていた。常良に関する祓は他にも多数存在し、その影響の大きさが伺える。

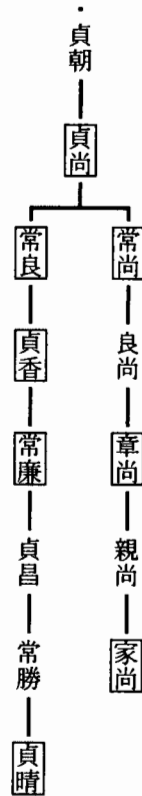
常良以外の檜垣家の人々による祓も数多い。『氏経卿記録』からは常良のである父・貞尚や兄・常尚、息子・貞香の祓本が存在したことが知られ、『皇天記』には常良の孫の常廉本が見えるなど、<sup>(11)</sup>鎌倉後期から末期頃には、既に常良のみならず檜垣家全体で熱心に祓研究が行われていた。

また、常良「祓秘本」の冒頭部分は、両部神道書である『大日本国開闢神祇秘文』からの抄出文<sup>(12)</sup>であるが、真福寺に現存する同書の古写本は、檜垣家の度会章尚が延文三年（一三五八）に書写したものであることが指摘されている。<sup>(13)</sup>章尚は、常良の弟である常尚の孫にあたる人物で、十四世紀後半に活躍した檜垣家出身の外宮祀官である。彼は、「以常昌卿本、祖父章尚書写之。亦如形写畢」<sup>(14)</sup>（『氏経卿記録』）とあるように常良本を書写・保持していた。また神道五部書の中の『倭姫命世記』や『御鎮座本紀』、度会行忠『古老口実伝』を書写し、常良『文保服忌令』の註釈書である『文保服忌令愚注』を著すなど、祓・禁忌といった事柄に大きな関心を持ち、外宮度会氏の伝統をよく受け継いでいた人物であった。



・度会二門系図（檜垣家）

※ □ は祓に関係した人物を指す（以下同じ）



十五世紀に入ってもこの傾向は変わらない。先に見たように、常良「祓秘本」を所持していた度会貞晴は、常良と同じ檜垣家の人物であった。それを受けて『氏経卿記録』の祖本である「家尚本」を編纂した度会家尚も同じく檜垣家で、『元長修祓記』には家尚伝の清浄偈の秘訓が残されている。<sup>(15)</sup> 家尚は章尚の孫にあたり、荒木田匡興に常良の祓本を伝授し、また祖父章尚の『文保服忌令愚注』や『大日本国開闢神祇秘文』を書写していた。このように檜垣家の秘伝は、少なくとも常良没後百年以上に渡って脈々と受け継がれていた。事実、行忠・常良に関係する祓の秘伝は複数の書に含まれ、書写・伝授が繰り返されているが、細かな文言の違いを除けば基本的な部分には差異があまり見られない。祓は他の神祇書と同様にほぼ当初の形を保ちながら伝えられていたと考えられるのである。<sup>(16)</sup>

また、度会家行を輩出した松木家も祓の伝授に関与していた。元応二年（一三二〇）成立の家行『類聚神祇本源』には、既に七種祓の内の三種の名が見える。<sup>(17)</sup> よって行忠の七種祓作成後さほど時の経っていない頃

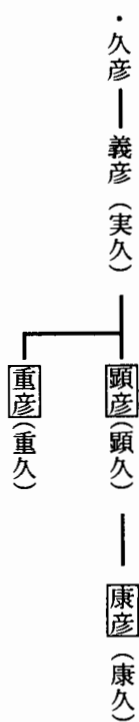
に、松木家に祓の秘伝が既に伝わっていたと推測される。家行は、行忠や常良から伊勢神道説を継承・大成させた人物で、神祇書と共に祓本も受け継いでいたのだろう。『氏経卿記録』の祖本である行忠「七種祓本」を所持し、檜垣家の家尚に提供したのは松木家の頭彦（頭久）であった。これは家行以来、同家に伝わるものであったと考えられる。

檜垣家による活発な伝授活動が見られなくなった後も、松木家は祓の伝授に関わっていた。応仁・文明年間に松木康久（康彦）と重久（重彦）が、氏経から『氏経卿記録』と『御祓本』を伝授されている。なぜ伝統的に祓本を所持していたと考えられる松木家が、荒木田氏より伝授を受けることとなったのかよくわからないが、この頃松木家では、祓の伝統が一旦途切れてしまい、逆に荒木田氏から伝授を受けなければならぬ状況があったようだ。ともあれ、この「氏経↓重久↓康久」という動きは数本の祓本に見ることができ、十五世紀中期から後期にかけての主要な伝授の流れとなっている。

ただし、一方的に荒木田氏より伝授を受けていたのではない。康久は、「外宮（千時）三祢宜康久神主相伝并天津祝言等相互伝授之」（『御祓本』）とあるように、荒木田氏と相互に祓を伝授していた。また、『大宮司聞書』には「康彦ヨリ相伝」とされる「布瑠本言」という祓が見え、大中臣氏にも伝授を行っていたことがわかる。<sup>1)</sup>松木家は依然として祓伝授の担い手たりえていたのである。

しかし、百年以上に渡って祓本の伝授を担ってきた度会氏は、依拠していた南朝の衰退と共に徐々に勢いを失い、十五世紀前半の檜垣家の活躍を最後に表舞台より姿を消していく。そして伝授の中心は、荒木田二門・藤波家へと移行していくこととなる。

・度会二門系図（松木家）



② 荒木田氏（一門・二門）

祓の秘伝が最も盛んに扱われたのは、室町時代、十五世紀の約百年間である。この間、集中的に書写・伝授活動がなされ、現存する祓本の殆どはこの時代に編纂されたものである。これまで祓研究で中心的な役割を果たしていた度会・檜垣家に代わり、十五世紀中期以降に祓伝授の中核を担ったのは荒木田二門・藤波家による伝授であった。

内宮祀官である荒木田氏は、十二世紀に、佐祓曆を祖とする一門と、田長を祖とする二門の二流に分かれ、各々祓宜・権祓宜・物忌などを世襲していたが、数多くの祓本に見られるのが「氏顕↓氏興↓氏経」という荒木田二門の藤波家による伝授の流れである。『氏経卿記録』『神明秘要』『御祓本』『伊勢詞祓集』『古代祝詞集』など主要な祓本の殆どがほぼ同様の経路を辿っており、十五世紀における祓本伝授の一大経路となっていた。

他にも藤波家の伝来の祓本として『中臣祓天神祝詞』がある。同書には、氏経の弟である氏綱が文明十五年（一四八三）の七祓宜時代に書写した旨が記されている。中には氏経の兄である氏賢による明応年間書写の祓も記されるなど、祓は藤波家の中で共有の知識として扱われていたことが知られる。

于時文明十五年八月日書之

内宮七祓宜氏綱

以三前三祓宜氏綱自筆之本一書之畢

于時延徳三年十一月朔日

荒木田神主守晨<sup>(20)</sup>

また、祓本の伝授は荒木田二門の藤波家に限らず、早くから荒木田一門へも行われていた。『御祓本』所収の常良祓本には、

本云此日記者、常昌卿被<sub>二</sub>書置<sub>一</sub>也

于時明徳四年<sup>癸酉</sup>八月廿七日書写畢 權祓宜<sub>二</sub>匡興<sub>一</sub>

亦 応永三年<sup>丙午</sup>十二月十九日 書改<sub>二</sub>之<sub>一</sub><sup>(21)</sup>

と、明徳四年（一三九三）に荒木田一門の匡興が書写したとの奥書がある。また『両宮神拜式』には、常良伝の中臣祓を数本引いた後、次のような奥書が記される。

此本者、外宮常良卿被<sub>二</sub>記置<sub>一</sub>本也。去明徳四年八月廿七日、自<sub>二</sub>或人方<sub>一</sub>借出書写之了。文明十四年三月

廿五日、於<sup>二</sup>伊勢山田西川原宝雲寺<sup>一</sup>、依難背貴命祓本祓一流分、如形書写畢<sup>(22)</sup>

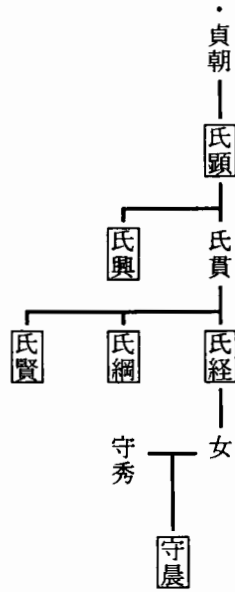
書写した人物の名は記されていないが、『御祓本』と全く同時に書写されていることから、これも匡興による書写と推測される。

荒木田匡興は、荒木田一門出身の内宮権祢宜である。後に出家して道祥と名乗り、弟子の春瑜と共に、室町期の伊勢において神祇書の書写活動を盛んに行ったことで知られる。匡興が伝授を受けた「或人方」が誰を指すのかはわからないが、十四世紀末に常良の祓本を持ち得た人物として、度会氏の誰か（例えば度会章尚）か、既に『氏経卿記録』や『神明秘要』の祖本を記していた荒木田二門の氏顕よりの伝授が想定される。

匡興は後年、度会家尚より多数の神祇書を提供されるなど、度会檜垣家と密接な関係があったことが指摘されており、神祇書の書写活動との関連からも注目される<sup>(23)</sup>。

荒木田氏の中でも氏経ら荒木田二門だけではなく、匡興ら一門の人々にも祓本が伝授されていた。祓本や有職故実書は荒木田二門の藤波家へ、そして伊勢神道書や両部神道書などの神祇書は道祥や春瑜といった荒木田一門出身の僧侶達へと、各々扱う書物にはある程度の傾向はあっただろう。しかし、匡興の例からわかるように、祓本に関しては厳密に特定の家に限定されるということとはなかったと考えられる。

・荒木田二門系図（藤波家） ※守秀・守晨は荒木田一門（菌田家）



③大中臣氏

祓本は祭主家である大中臣氏にも伝授されていた。『御祓本』には、「或本云」として清浄偈を掲げ、大中臣氏の粥見・岩出両流の秘訓を記している。岩出流の秘訓には「外官章尚神主ノ本モ同之」と見えるなど、十四世紀後半から檜垣家よりの伝授があつたことが指摘されている。<sup>(24)</sup>

次の識語は伊勢流祓本のひとつである『皇天記』所収の祓に付されるものである。

此神祕者<sup>至徳、元年</sup>、土御門三品<sup>祭主、卿</sup>、並<sup>応永、九年</sup>、北三品<sup>于時、祭主</sup>、両二人両度令伝授之畢。亦応永廿七年五月廿八日、

令<sup>レ</sup>校<sup>レ</sup>度会神主家尚<sup>一</sup>畢。于時神祕権大副從四位下修理権大夫大<sup>レ</sup>中<sup>レ</sup>臣<sup>レ</sup>朝<sup>レ</sup>臣<sup>レ</sup>基<sup>レ</sup>親<sup>(25)</sup>

これによれば、至徳元年（一三八四）に土御門三品（祭主基直）に、応永九年（一四〇二）に北三品（祭主

清世)に伝授され、さらに応永二十七年(一四二〇)に大中臣基親が度会家尚に校点を加えさせたことが記されている。よって大中臣氏も一四世紀末より十五世紀にかけて檜垣家の家尚を中心とした伝授が行われていたことが知られる。

他にも『皇天記』には「応永九年二月九日 清忠」の署名が、さらに『中臣祓(清世本)』にも「応永九年二月九日 清世」と見える。<sup>(26)</sup>これは先の識語で北三品(清世)が伝授を受けたのと全く同じ日時であり、一度に複数の人間が檜垣家より祓の伝授を受けたようである。中世における祓の伝授は、このように切紙のよきな形態で複数の秘伝がまとめて伝授されるのが一般的であったのだろう。

では、なぜ神宮の祀官達はこの時期に祓本を集的に書写・伝授する必要があったのか。その答えは神宮を取り巻く時代環境と無縁ではあるまい。祓本が最も書写・伝授された室町時代は神宮史上希にみる悲惨な時代であった。南北朝から続く不安定な政情を受け、二十一年に一度の式年遷宮は中断し、伊勢国内は常に戦乱や土一揆にあけられていた。神宮内ですら血が流され、文明十八年(一四八六)には、あろうことか外宮が焼失するなど神宮は荒廃しきつていた。<sup>(27)</sup>祓本が数多く書写・伝授されたのはまさにこの時代であった。

室町期における伝授の中核を担った荒木田氏経は、五十六年間に及ぶ祓宜在任中に『氏経卿引付』といった公文書の記録や、『皇太神宮年中行事』を増補改訂し、また『年中行事詔刀文』を自ら書写するなど、後世に様々な書物を残し伝えた。これは古来より脈々と受け継がれてきた神宮の伝統を自らの代で絶やさないように、何とか存続させようとした努力のあらわれといえる。祓本の書写も同様である。当時の神宮祀官達の

危機感が祓本の集中的な書写という形にあらわれた。神宮の危機を回避し神宮の伝統を存続させることが書写の目的であったと考えられるのである。

危機感を持ったのは氏経だけではない。他の内宮祀官や外宮度会氏も同様である。『氏経卿記録』の祖本である度会家尚本は、正長二年（一四二九）に外宮の瑞垣内に神人が立て籠もり白石が血で汚された合戦から数年中の成立であるし、岩井田元長の『元長修祓記』は、内外両宮の社殿が荒廃しきつっている文明十五年（一四八三）に編纂されたものである。また内宮物忌父であった荒木田尚重の『尚重解除鈔』は、明応六年（一四九七）、数十年ぶりの仮殿遷宮の年に編纂されている。

十五世紀に伊勢神宮全体で行われた祓本の書写・伝授と、神宮を取り巻く環境は決して無縁ではない。また、このような時代に集中的に祓本が書写・伝授されていたということは、祓が室町期に至っても何らかの力を保持していた証となるろう。

#### ④僧侶

伊勢の祓の伝播は、神宮内に留まらない。明らかに伊勢と共通の理解を持った記述が、鎌倉末期成立の兩部神道書である『麗氣記』や、その註釈書である『麗氣制作抄』に見られるのである。次の呪文は『麗氣記』巻四「天地麗氣記」に見られるものである。

御余宝十種神財者

(中略)



亦波瑠布由良々々、而布瑠部由良々々、由良止布理部、

金剛宝山呪也。法中縛日羅駄都鏤、阿尾羅吽欠、阿縛羅加佉

列々々々

波瑠布由良由良

列々々々

而布瑠部由良

々々々々

由良止布理部<sup>(28)</sup>

これは祓本に頻出する「而布瑠……」という『旧事本紀』に典拠を持つ十種神宝呪を基にした呪文である。それぞれに真言を当てはめ、密教的な立場から解釈を行い、仏法中の「金剛宝山呪」とする。これについて『麗氣制作抄』には「波瑠布由良 此金剛宝山呪也。又イセノ祢宜此呪唱也。」とあり、この呪文が実際に伊勢の祢宜達によつて唱えられていたこと、さらに僧侶がそれを知っていたことがわかる。

伊勢と僧侶との共通の理解を伺わせる記述は多い。良遍の『麗氣聞書』には「而布留等文、天王如来秘真言卅七尊惣呪<sup>(29)</sup>。口傳在別。」と、十種神宝呪が天王如来の秘真言三十七尊の惣呪であり、口伝が存在するとの説が見える。実はこの呪文は行忠の七種祓に「尸棄大梵天王秘真言」として収録されており、また別の箇所「三十七尊惣呪是也」との説明がなされるなど、明らかに共通の理解が存在している<sup>(31)</sup>。

また最も興味深いのが『麗氣記』に「呼<sub>レ</sub>天児屋根命<sub>一</sub>、所<sub>レ</sub>持金剛宝柱中誦<sub>二</sub>色葉文<sub>一</sub>、為<sub>二</sub>浄事<sub>一</sub>、如<sub>レ</sub>元令<sub>レ</sub>成給伏乞矣<sub>。32</sub>。」と見える「色葉文」である。これだけでは一体何なのかよくわからないが、『氏経卿記録』所収の「七種祓本」には、藤原浜成仮託の祓詞として「色破文」が見られるのである。

藤原浜成朝臣 大八州 天神地祇 君臣上下 色破文

虚 天地 山河 草木 神 仏 法 日月

大道

无 星辰 皇帝王 君臣 仁義礼智心 神イキウト  
仏シニウト

色破是以如来加持神力、能壞<sub>二</sub>衆生之煩惱<sub>一</sub>真言也<sub>。33</sub>。(後略)

表記こそ多少異なるが、これが色葉文を指していると考えて間違いないだろう。『麗氣聞書』の「誦色葉文(文)、祓詞也。色葉之文切出アリ<sub>。34</sub>。」との註釈からもこれが祓詞であることが裏付けられる。色葉文は、切出という独立した形で僧侶の間にも流布していたのである。

伊勢流祓が『訓解』『記解』といった両部神道書を基にしたものである以上、両者が共通の知識・理解を持っていたとしても不思議はない。祓の伝授には伊勢以外の人々、僧侶達への伝授も存在した。また逆に僧侶からの伝授も存在しただろう。伊勢の祓は神宮の祀官と僧侶達が互いに影響を与えあうことで形成され、また祓の知識が共有されていたのである。

#### 四、結語

小稿では、中世伊勢神宮において、どのように祓本が伝授され、どのような人々が担い手となったのかを鎌倉末期から室町時代まで辿っていった。度会・荒木田・大中臣・僧侶達の、神宮を中心とした幅広い祓伝授の流れが明らかになったと思う。楢垣家・松木家・藤波家など伊勢神宮に仕える各家における秘伝が存在していたことは事実だが、「伊勢流」のような特定の一流派に限定されうるものではなく、担い手は周辺の僧侶達を含むほど多岐に渡っていた。「伊勢流祓」はあくまで便宜的な呼称であり、伊勢神宮という場を中心に作成された祓の総称なのである。

祓に伊勢神道書がごく僅かしか使用されなかった理由も、担い手の問題にあると考えられる。先述したように、伊勢流祓は、度会行忠・常良らにより、伊勢神道説の形成とほぼ同時期の鎌倉時代末期に基礎づけられた。だが、その僅か数十年後の十四世紀後半には内宮祀官である荒木田氏頭の祓本が存在していた（没年の一三八一年が成立下限）。このように早くから氏族を超えた知識の共有があったことを考えると、述作当初より祓本は、伊勢神道書のように狭く限定されず、より広範囲に渡る人々を対象に作成されていたと考えるのが妥当であろう。担い手がもともと不特定多数に設定されていた祓に、一部に限定される伊勢神道書を用いることは困難だったと考えられるのである。

以上のように、行忠や常良であっても、神道五部書より両部神道書や仏典を用いるほうが日常的であった可能性があること、また荒木田・度会といった氏族の枠を超えた知識の共有が早くからなされていたことを

理由として挙げることは、神道五部書を過度に神聖視したり、内外両宮の対立を安易に説く立場からは導くことはできないだろう。近年、鎌倉後期の内外の大きな対立として知られる皇字論争も、あくまで神学上の論争であり、同時期の遷宮行事は内宮・外宮の両宮が協調して行っていたことが指摘され、内宮と外宮祀官に分けて考える従来の研究姿勢への疑問が呈されている<sup>(9)</sup>。もちろん、神学上の争い以外にも神宮経済を巡る争いなどは確かに存在した。だが、全てにおいて内宮・外宮の間に決定的な対立があったとするのは性急である。祓の伝授に関しては、度会・荒木田を始めとして神宮全体に行われており、対立の構図を見いだすことはできないのである(また、氏族の枠を超えて祓のやり取りがあったということは、伊勢流祓が神宮全体で標準的に用いられるものだったことを示している)。

伊勢流祓は、内外の対立を軸にして考えがちな伊勢神道研究を、祭祀の面から考え直す貴重な資料となる。まずはじめに五部書ありき、内外両宮の対立ありき、という固定概念を取り除くことで、神宮祀官達の日常の学問・信仰の姿が明らかになっていく。殆ど顧みられることのなかった伊勢流祓の研究により、これまでとは異なる視点から伊勢を見直すことが可能となるのである。

〔註〕

(1) ここで伊勢流祓という呼称を用いたが、管見に及ぶ限りこの呼称は中世の祓本に確認できない。「伊勢流」という特定の流派があったように感じるが、中世には明確な流派意識は存在していなかった。祓書の編纂者は確かに

神宮祀官達だが、個々の祓は特定の流派の中だけでくくることはできないため、「伊勢神宮という場を中心作成された祓の総称」として便宜的にこの呼称を用いる。伊勢流祓の特色については、拙稿「伊勢流祓考——中世における祓の特色」(『早稲田大学大学院文学研究科紀要』第四八輯 第一分冊 二〇〇三・二刊) 参照。

(2) 神道大系『中臣祓註釈』六九〜七〇頁。

(3) 別稿にて、主要な祓本を十一書選択して分類・整理を行った結果、祓は約百二十種に及んだ。その内、三分の一以上が行忠・常良に関係するものであったが、伊勢神道書の引用は僅か一例に過ぎなかった。註(1) 前掲論文参照。

(4) 註(1) 前掲論文参照。

(5) 『大祓詞註釈大成(上)』(名著出版 一九八一・一二)、神宮古典籍影印叢刊三『神宮儀式・中臣祓』(八木書店 一九八三・一一)、神道大系『中臣祓註釈』(神道大系編纂会 一九八五・一一)。

(6) 神道大系『中臣祓註釈』七七〜八頁。

(7) 荒木田俊尚は、荒木田二門の千村の孫として系図に見える。千村は氏頭の一祓宜時代に七祓宜であったから、孫の俊尚は氏経と大体同時代の人物であったと考えられる。神道大系『中臣祓註釈』解題五三頁、田中卓「荒木田氏古系図の出現」(『皇学館大学紀要』二二 一九八三・二) 参照。

(8) 神道大系『中臣祓註釈』解題五三頁。

(9) 神道大系『中臣祓註釈』八一頁。

(10) 外宮祀官の度会氏は、武烈天皇の御代に、大神主であった乙乃古命の子(爾波・飛鳥・水通・小事)をそれ

ぞれ祖とする四門に分かれた。四門の内、一門と三門は早くに途絶え、四門も勢いがなく、二門のみが繁栄し主要な職を独占した。檜垣家・松木家は度会二門に属する。なお、度会行忠を輩出した西河原家は、彼以後は振るわず、十五世紀初頭には断絶した。牟禮仁「度会行忠と仏法」四〇六く七頁（同『中世神道説形成論考』皇学館大学出版部二〇〇〇・四）参照。よつて行忠所持の祓本や神書群は早くに他家に流出していたと推測される。

(11) 『氏經卿記録』には「有<sub>二</sub>猶別本<sub>一</sub>。貞尚・常尚、雖<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>祓数本<sub>一</sub>略<sub>レ</sub>之。」と見える。神道大系『中臣祓註釈』六一く六三頁、一四一頁参照。

(12) 神道大系『中臣祓註釈』六三く四頁。

(13) 伊藤聡『大日本国開闢神祇秘文』解題（真福寺善本叢刊六『両部神道集』臨川書店一九九七・七）、牟禮仁註（9）前掲書参照。

(14) 神道大系『中臣祓註釈』六一頁。

(15) 神道大系『中臣祓註釈』一二四頁。

(16) 註（1）前掲論文所収の一覧表参照。例えば、行忠の七種祓は多数の書に含まれているが、錯簡がある場合を除き、ほぼ当初の姿を保っている。

(17) 『類聚神祇本源』神道玄義篇（神道大系『伊勢神道（上）』五六六頁）では、聖徳太子の撰び定めたものとして七種祓の内の三種類を挙げる。

復次天祝太祝詞、是又有<sub>二</sub>多説<sub>一</sub>。此故聖徳太子奉<sub>レ</sub>詔撰定。伊奘諾尊小戸橋之櫛原解除、天兒屋命解<sub>二</sub>素戔鳴惡

事<sub>一</sub>神呪、皇御孫尊降臨雲驛呪文、倭姫皇女下樋小河大祓、彼此明明也。共以可<sub>レ</sub>尋歟。

(18) 神道大系『中臣祓註釈』一〇一頁、『大祓詞註釈大成(上)』一八五頁参照。

(19) 『御祓本』『伊勢祓詞集』『神明秘要』の三書は、十五世紀末に氏経より荒木田一門の藺田守晨へと伝授されているが、彼は氏経の外孫にあたるため、祖父の祓本を受け継ぐことができたと考えられる。

(20) 『神宮儀式・中臣祓』三九五～六頁。

(21) 神道大系『中臣祓註釈』九七～八頁。神道大系の翻刻では、書写した人物は「迂興」とされるが、『神宮儀式中臣祓』所収の影印本に従い「匡興」と修正した。

(22) 原本未見。承応二年與村弘正編。荒木田尚重の撰による常良筆の中臣祓が収録されている。神宮祀官勤王顯彰会編『建武の中興と神宮祀官の勤王』一三一頁(東洋社 一九三五・三)参照。なお、牟禮仁氏は、『内宮流諸祓』なる本の同様の奥書を紹介する。「いわゆる『尚重諸祓集』のこと」との説明がなされているが、原本未見のため詳細は不明である(牟禮註(9)前掲書四一〇頁参照)。

(23) 牟禮註(9)前掲書四〇六～四一四頁。

(24) 神道大系『中臣祓註釈』九九頁。大中臣氏における祓伝授については、岡田荘司「中世の大中臣祭主家」(藤波家文書研究会編『大中臣祭主 藤波家の歴史』続群書類従完成会 一九九三・三)に詳しい。

(25) 神道大系『中臣祓註釈』一三六頁。

(26) 『大祓詞註釈大成(上)』一六頁。

(27) 大西源一『大神宮史要』(平凡社 一九六〇)、『宇治山田市史』下巻一五二～五頁(宇治山田市役所 一九二九・三)参照。檜垣家より荒木田氏に祓本伝授の中心が移ったのも、南朝の衰退に伴う外宮の荒廃が一原因と考えら

れる。

(28) 神道大系『真言神道(上)』三二一〜三三頁。

(29) 神道大系『真言神道(上)』一六〇頁。聖岡『麗氣制作抄』は、『麗氣記』成立から康応元年(一二三九)の間に成立したと考えられる『麗氣記』註釈書である。

(30) 神道大系『真言神道(上)』二二七頁。『麗氣記聞書』は応永二十六年(一四一九)の良遍の『麗氣記』に関する講述を書き留めたもの。彼は『祓聞書』(佚)を著すほど祓に強い関心を持っていたことが知られている。

(31) 神道大系『中臣祓註釈』六九、七一頁。

(32) 神道大系『真言神道(上)』三三三〜三四頁。

(33) 神道大系『中臣祓註釈』七二頁。

(34) 神道大系『真言神道(上)』二三八頁。祓本以外にも、個々の祓は口伝や切紙といった形式で流布していたと考えられる。これは先に見た大中臣氏の伝授の中で、幾つかの祓が同日にまとめて伝授されていたことから伺える。『神道三輪流廿四通』などの三輪流神道の印信類にも清浄偈など共通の記述が見られることから、こうした伝授の形態は一般的なものであったのだろう。

(35) 平泉隆房「中世伊勢神宮史の諸問題 ―永仁〜嘉元年間を中心として―」(『神道史研究』四六一〜二一九九八・四) 参照。皇字論争は、永仁四年(一二九六)二月、外宮祀官が注進上に「豊受皇太神宮」と「皇」字を記したこと、内宮側が反発したことにはじまったもので、翌五年六月まで続いた。論争の経過は、『皇字沙汰文』に詳しい。